

「五所川原市総合計画後期基本計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市総合計画後期基本計画（案）」についての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1. 意見募集期間

平成23年 2月 2日（水）から平成23年 3月 3日（木）まで

2. 募集方法

市ホームページに掲載したほか、総務部企画課、市役所・各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は、日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3. 提出された意見

1人の方から延べ7件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1	0	4	0	2	7

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、別紙のとおりです。

No.	頁	施策名等	提出意見	部会の考え方（対応）	検討部会	担当課
1	30	分野別計画全般	<p>施策指標（今後の方向性）と、目標値（めざそう値）を設定とありますが、全般的に「現状・課題」との関連性が弱く、目標の具体性に乏しいものです。更に優先施策（重点推進プロジェクト）の取扱いも明示されていません。</p> <p>例えば、2-IV-2-1-(4)農水産物の「五所川原ブランド」化は優先施策ですが、提起された5項目の課題の内、赤～いりんごの「355本の苗木譲渡数増」による効果、目標値の妥当性が示されていません。4年間努力してどのように効果があらわれるのかもわかりません。毎年3%強増・4年間1割強の増加で果たして効果があるのでしょうか。又他の4課題項目より更に優先させるということでしょうか。</p>	<p>本計画は、これまでの市総合計画と異なり各施策に施策指標と目標値を設定しています。これらの設定にあたっては、庁内検討部会を中心に検討していますが、必ずしも今後の方向性と直接的に関係がある指標ばかりではありません。</p> <p>指標については、施策に対する参考指標という位置づけのものも含み、また、各施策において、数値的にその取り組みを事後評価することが困難な場合もあります。その場合は、分野に関連する取り組み等を目標としてあげております。</p> <p>ご指摘の「五所川原ブランド」化においては、ブランドは客観的に消費者が認識した時に達成されるものであり、現状でも商品はあるものの、その認知度を数値化することは容易ではありません。そのため、これまで赤～いりんごの需要増に対応すべく、原料の増産に取り組んできた苗木の譲渡数を目標に設定しています。</p>	産業振興検討部会	農林水産課
2	39	1-3次世代に引き継ぐ地域エネルギー (2)新エネルギーの導入促進	<p>当計画の用語解説でも、「循環型社会」について「資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会をいう」と明示されている通りに大切な課題と考えます。ただし、そのための施策の具体化となると腰が引けてしまっている気がします。当計画の「1-III-1-③ 代わりとなる新たなエネルギーによる持続可能な循環型社会への移行が求められています」を実現するための優先施策でもありますので、「新エネルギー機器の公共施設への導入」については、検討にとどめることなく、後期計画期間中の具体化を求めます。</p>	<p>「新エネルギー機器の公共施設への導入」については、温室効果ガス削減という実質的な効果だけではなく、低炭素社会に向けた市民の意識啓発としての効果もおおいに期待できることから、本計画上、重点推進プロジェクトとして位置づけています。</p> <p>施策を推進するための事業化については、今後計画期間中の具体化を図っていきます。</p> <p>なお、平成23年度からは、新たに住宅用新エネルギー機器（太陽光発電システム、木質系ペレットストーブ）の設置費用に対して補助金を交付する新エネルギー設備設置事業を実施する予定です。</p>	都市基盤整備検討部会	企画課

No.	頁	施策名等	提出意見	部会の考え方（対応）	検討部会	担当課
3	45	2-1 活力ある農林水産業の振興 (4) 農水産物の「五所川原ブランド」化	国においては六次産業化法の第1章（目的）、第3章（地産地消関係）が2010年12月3日に公布されています。第2章（6次産業化関係）は、これから6か月以内の公布とされています。この法律でも明らかのように、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」、すなわち、ここで示されている、商品開発支援（農水産物の「五所川原ブランド」化）は、地産地消及び食育と関連付けてすすめるという視点が必要です。現状と課題では「消費者の購買意欲を感じさせる商品価値を付加するいわゆる地域ブランドとして育成していくことが求められています」とありますが、施策に活かされていません。	当該基本計画における農水産物の「五所川原ブランド」化は1次産品を中心とした農水産物の高付加価値化や商品開発を目指すものであり、必ずしも6次産業化（栽培・加工・サービス提供）のブランド化を指すものではありません。 しかしながら、6次産業化への取り組みについては、農林漁業の持続的な生産活動や地域経済の活性化の観点からも重要であり、現在の農産物加工団体に対する起業化への支援や新規就農者対策を通じ進めていきたいと考えます。	産業振興検討部会	農林水産課 商工観光課
4	70	3-2 健やかな暮らしを支える社会福祉の充実 (6) 母子保健の充実	2010年7月に「市食育推進計画」が公表されましたが後期基本計画で「食育」が出てくるのは、母子保健の施策の進め方での一ヶ所のみで、「食育」に関しての学校給食や地産地消とのすりあわせが全くありません。「市食育推進計画」で示された「家庭における食育の推進」に忠実に計画を表明された点はここで評価しますが、当計画全体を通して「食育を通じて市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを支援し、そのために食に関する正しい情報を選択する能力を育むことや、地元の食材を生かした食文化の振興を促進する」という基本的な観点がないことは、不十分なものです。	平成22年6月に策定した「五所川原市食育推進計画」は、健康・農林・教育分野をはじめ、観光や環境、介護など多岐にわたるものであり、その目的は食の大切さや知識をはじめ、体験、感謝する心を育むことなど様々なものです。食育推進計画の推進にあたっては、既存事業の活用と関連事業の所管部署との協力による効率的な食育事業の推進を目指しています。 そのため、当該基本計画の区分においては直接「食育」に係る項目がない場合においても、それぞれの事業の中において「食育」を考慮し取り組んでいきますが、ご指摘の学校給食については、食育推進事業を追記し、施策を推進して参ります。 ※参考 5-1 心豊かな人づくりに向けた学校教育 (2) 教育環境の整備	産業振興検討部会	農林水産課
5	82	4-2 快適な居住環境の整備 (4) ごみ減量化・分別収集の推進	当計画の1-3-(1)では「環境への負荷が少ない循環型社会を実現するためには、ゴミの発生を抑制することはもちろん、発生したゴミの適正な分別と資源としての有効活用など、資源の消費を抑制する必	現在、市では、地球温暖化などの地球規模での環境問題の解決に向け、環境への負荷の低減という視点に立ったごみ処理の展開をめざし、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定作業を進めてお	居住環境検討部会	環境対策課

No.	頁	施策名等	提出意見	部会の考え方（対応）	検討部会	担当課
			<p>要があります。」として、「施策を推進する取組○省資源推進システムの整備 ごみ資源化システムの推進・ごみの効率的な資源化を推進するために、分別の徹底による資源化可能ごみの排出性の向上など、ごみ資源システムの整備を検討します。」とあります。ところがこの頁の「ごみ減量化・分別収集の推進」との整合性をうかがい知ることが出来ません。市民の環境リサイクルへの意識を高める施策を示してください。</p>	<p>ります。</p> <p>その中では、計画推進のために、市民・事業者・市の役割分担を位置付けながら、ごみを出さないシステムづくりなど、市民の環境リサイクルへの意識を高める施策を盛り込んでおります。</p> <p>ごみ減量化や分別収集の推進については、こうした個別計画を着実に進めながら、限りある資源を大切に、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ循環型社会の形成に努めて参ります。</p>		
6	93	<p>5－1 心豊かな人づくりに向けた学校教育 （2）教育環境の整備</p>	<p>施策の進め方での「学校給食センターは、安全で安定した学校給食を供給できるよう、また、学校給食での地産地消への取組などを検討しながら、施設整備を行います」では、2010年7月に公表されました「市食育推進計画」との整合性が全く感じられません。同計画が示す「学校給食を通して食育に取り組むことで望ましい食習慣の形成に努め」ること、「3－2－5 地場産品を活用した給食の充実」を明確に計画化すべきです。市が献立の作成、食材の購入、調理の指示、調理物の検査、給食時間や給食指導等を直接行って食育を充実し、食の安全・安心を保った地元の食材を利用するなど学校給食を通じて食育を推進すべきです。</p>	<p>施策の進め方での「学校給食センターは、安全で安定した学校給食を供給できるよう、また、学校給食での地産地消への取組などを検討しながら、施設整備を行います。」を「<u>学校給食センターは、安全で安定した学校給食を供給できるよう施設整備を行い、学校給食を通して食育に取り組み、地場産品を活用した学校給食の充実を図ります。</u>」と修正します。</p> <p>施策を推進する取り組みに「<u>○食育推進事業</u>」、（主な事務事業）「<u>学校給食の充実</u>」、（事業の概要）「<u>食に関する指導の強化、地場産品を使用した郷土料理の献立に取り組むなど、地産地消の推進に努めます。</u>」を追加します。</p>	教育・文化 検討部会	教育総務課 給食センター
	108	<p>6－2 開かれたまちを支える 行財政改革の推進 （2）計画的な財政運営</p>	<p>公表されている長期財政推計である五所川原市財政計画（普通会計平成22年度～平成26年度）をベースとし、後期基本計画の実施期間（4年間）に見込まれる財政収支を計算して、この間の財政見通しを明示すべきです。個別には別途の実施計画で示されますが、ここでは期間4年分の歳入及び歳出を区分ごとに合算した一覧表を示して、それに対しての基本計画期間4年間の計画事業費の見積りが必要です。具体的には歳出の中で「うち本計画の事業費」として、すべての歳出区分のうち、本計画に位置付けられている事業費の合計額を、金額及び構</p>	<p>基本計画は市のまちづくりの大綱（基本的な方向性）を定めることにその目的があり、具体的な事業費を掲げて議会の議決を得たのち執行機関を拘束する「予算」とは性質を異にするものです。なお、提出意見にあったような4年分の歳入歳出をまとめたものは作成する予定はありませんが、後期基本計画と計画期間の終期を同じくする「五所川原市財政計画」により市の財政推計を作成し、既にホームページ等により市民のみなさまにお知らせしているところです。</p>	参画・協働 検討部会	財政課

No.	頁	施策名等	提出意見	部会の考え方（対応）	検討部会	担当課
			成比で明示してください。一定の予算の裏付けのない評価は困難です。			